

# 説明書（新型コロナウイルス感染症予防接種（定期接種））

## ◆新型コロナウイルス感染症予防接種とは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。新型コロナウイルス感染症予防接種は新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的としています。

## ◆予防接種対象者

接種日現在、寒川町に住民登録がある人で、次のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の人
- ②60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがある人（上記障がい名の身体障害者手帳1級相当の人）

## ◆予防接種後の副反応と注意

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。

予防接種を受けた日の入浴は差し支えありませんが、激しい運動や飲酒はさけましょう。

注) 接種後30分は急な副反応が現れることがあるので、医師とすぐに連絡が取れるようにしましょう。

## ◆予防接種の可能・不可能

医師の診察の結果によっては、予防接種が受けられない場合があります。わからないことがある場合は、予防接種を受ける前に医師や看護師に質問し、納得したうえで接種を受けましょう。

上記の説明を理解し、新型コロナウイルス感染症予防接種を希望の方は、予診票にご記入のうえ接種を受けてください。

※新型コロナウイルス感染症予防接種希望者で、被接種者(本人)が署名できない場合、代理人(家族)が署名し被接種者との続柄を記入して下さい。

## ◆健康被害の救済制度について

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要となる手続き等については、予防接種を受けられた市町村にご相談ください。（厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。）